

こんな商法にご注意！

訪問販売

突然セールスマンが家に来て
商品やサービスなど契約させる販売方法です。



大量の教材が送られてくるだけのケースが多くあります。長期間の契約や、次々契約もあります。訪問販売によって契約をした場合は、契約書面を受け取った日を含む8日以内は、クーリング・オフ（消費者が無条件で契約を解除できる制度）できます。

訪問販売でトラブルの多い商品やサービスには、補習用教材、浄水器、リフォーム工事などがあります。

その場ですぐ契約せず、内容の確認、ほかとの比較検討、必要性をふまえて慎重に。不必要なものは、はっきり断りましょう。